

「令和８年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託」 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和８年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託

2 事業実施期間

契約締結の日から令和９年３月５日まで

3 目的及び事業概要

沖縄県には、王国時代から続く伝統工芸品や地域素材を活かした新しい工芸品など、離島を含め各地に魅力的な工芸品が存在している。しかし、一部工芸品を除いて沖縄工芸品の認知度および購入経験率は県内外ともに低い状況にあり、認知度向上および販売機会拡大を図る必要がある。また、沖縄県への国内外からの入域観光客数が増加してきたなか、好調な県内観光需要や観光消費の取り込みを図る必要がある。

そこで、本事業では、インバウンドの需要傾向を捉え海外での沖縄の工芸品の認知度向上と販売機会の拡大を図ることを目的として、台湾において販売促進プロモーション等を実施する。

4 提案総額の上限

金 6,376,000 円 以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限であり契約金額ではない。

5 委託業務内容

(1) 展示販売会の実施

ア 台湾において、工芸品ポップアップ展示・販売。広範囲の工芸ジャンルの品をPR・販売できるようにすること。県が製作・発行している多言語パンフレットや、県所有の工芸品の画像・動画・販促物も活用することも可。

（主な工芸産地及び工芸品）喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織・ミンサー、知花花織、琉球びんがた、首里織、琉球絣・南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、琉球漆器、三線、琉球がうし、ウヅ染め、うらそえ織、小木工、金細工等

イ 会場の設営・撤去

受託事業者が確保する展示販売会会場の設営及び撤去を行うこと。

ウ 保険手続きに関すること

会期中の偶発的事故に備え、「施設賠償保険」等、適切な保険への加入手続き及び保険料の負担、支払を行うこと。

- (2) 展示・販売イベントにて配布可能なノベルティ計500部（英語、中国語）の制作。
おきなわ工芸の杜のHP「工芸データベース」(<https://okinawa-kougeinomori.jp/database>)のQRコードを添付するなどにより、沖縄工芸品へのアクセスを誘導すること。デザインについては、「島工芸おきなわ」のブランドロゴやイメージ等の活用も可。なお、予算の範囲内で製作部数を調整することも可とする。
- (3) 広報活動の実施
自主提案による
本業務の目的を達成するため、広報活動を実施すること。
（沖縄の工芸について歴史・文化的背景を含めた工芸品の魅力を伝える動画等によるSNS等を通じて発信、現地コーディネーターの活用等）
本事業の目的を達成するために効果的と思われる独自の取組を提案すること。
広報活動にかかる各種調整、支払い等の一切は受託者で行うこと。
- (4) アンケート実施（Google フォーム等デジタル技術活用可）
ア 沖縄工芸品の認知度、工芸品産地等への来訪意向
イ 工芸品の購入商品・金額等
ウ 当展示販売会等の感想及び改善点
- (5) 業務内容等に関する進捗状況報告及び打ち合わせ
ア 業務内容や進捗状況等に関する報告をメール等により月に1回行うとともに、打ち合わせ（オンライン可）を原則として月1回実施すること。
イ 展示・販売会の開催にかかる各種調整、運営、管理、旅費や謝金、会議の会場費を含めた支払い等の一切は受託者で行うこと。
- (6) 成果報告
本事業の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、県に提出すること。
- (7) 自主提案
本事業の実施のために必要な業務や、効果的と思われる業務を提案、実施すること。

6 企画提案書の内容について

- (1) 5(1)の工芸品の展示・販売について、候補案とその理由を提案すること。また、実績があれば、これまでの実績一覧とそれぞれの評価を述べること。
- (2) 5(2)ノベルティについて、県が実施する工芸品の展示・販売イベントにおけるアンケート回答者等への配布を想定の上、最も本県工芸品情報へのアクセスや宣伝効果が期待できるノベルティの種類と、デザイン案を提案すること。
- (3) これまで担当したことのあるイベント実績を2事例、紹介すること。工芸か否かは問わない。場所、ターゲット層、来場者数、会場や装飾がわかる写真3～5点。
- (4) その他、本県工芸品のPRに有効だと思われる事業について提案すること。

7 経費の積算

経費の区分等は以下の通りとする。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（会場・設営費、謝金、旅費、広報、保険、需用費、役務費等）
- (3) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内とする。）

※一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任または準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

- (4) 消費税

8 著作権

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 委託業務の経理等

- (1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 当該委託業務に係るすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払ができない場合があること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、原則、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

10 再委託について

- (1) 本事業に係る業務全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務や、企画判断、管理運営、指導監督、

確認検査等本業務委託の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、チラシ、ポスター等広報物の制作、資料の収集、整理、複写、印刷・製本、原稿・データの入力及び集計、企画判断を伴わない放送、雑誌への掲載、掲示、印刷、複写、制作、製本、製造、搬送、インターネット広告等「その他、軽易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- (3) 本契約の企画提案審査会参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない

11 成果物等の提出

(1) ノベルティ

納品期限：展示販売会開催時

納品場所：現地

(2) 成果報告書等 紙1部、PDFデータ（本事業で製作した販促物のデータ含む）

納品期限：実績報告書の提出期限まで

納品場所：沖縄県庁8階商工労働部ものづくり振興課

12 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除されたあとにおいても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）を遵守する。

13 その他の留意事項

- (1) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (3) 限られた期間内での実施となるため、業務進捗や業務内容について、県の指示や調整に迅速に対応すること。